

福岡市消費生活審議会等傍聴要領（案）

（趣旨）

第1条 この要領は、福岡市消費生活審議会運営要綱第2条第2項に基づき、福岡市消費生活審議会及び部会（以下「審議会等」という。）の会議の傍聴について必要な事項を定めるものとする。

（傍聴者の定員）

第2条 傍聴者の定員は、原則として10人以内とする。

2 傍聴を希望する者が定員を超えた場合には、抽選を行うものとする。

（傍聴の手続）

第3条 審議会等の会議の傍聴を希望する者は、会議の開催の15分前までに、受付で自己の氏名及び住所を受付簿（様式第1号）に記入し、整理券（様式第2号）を受け取り、係員の指示に従って会場へ入場しなければならない。

（会場に入場することができない者）

第4条 ポスター、ビラ、拡声器等会議若しくは傍聴を妨害すると認められる物品を携帯する者のほか、会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者は、会場へ入場することができない。

（会議資料の配付）

第5条 審議会等の会議を公開するときは、傍聴者に会議資料を配付するものとする。この場合において、傍聴者に配付する会議資料の範囲は審議会等の議長が定める。

（傍聴者が守るべき事項）

第6条 傍聴者は、審議会等の会議を傍聴するにあたり、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議は静かに傍聴し、会議場における発言若しくは行為に対する賛否の表明、批判及び宣伝、煽動その他の会議又は傍聴を妨害すると認められる行為をしないこと。
- (2) 発言しないこと。ただし、審議会等の議長が認めた場合はこの限りでない。
- (3) みだりに席を離れないこと。
- (4) 飲食、喫煙をしないこと。
- (5) 携帯電話、パソコン等の情報通信機器を使用しないこと。
- (6) 撮影、録音その他これらに類する行為をしないこと。ただし、審議会等の議長が認めた場合はこの限りでない。
- (7) 前各号に定めるもののほか、会場の秩序を乱し、又は会議の妨げとなるような行為をしないこと。

（違反に対する措置）

第7条 傍聴者は会議を傍聴するにあたっては、審議会等の議長の指示に従わなければならない。

2 傍聴者が第6条に違反したときは、審議会等の議長は必要な措置を命じることができる。

3 傍聴者が、審議会等の議長の指示又は命令に従わないときは、これを退場させることができる。

（委任）

第8条 この要領に定めるもののほか、審議会等の会議の傍聴にあたって必要な事項は、審議会等の議長が定めるものとする。

附 則

この要領は、平成17年5月19日から施行する。

福岡市消費生活審議会等傍聴受付簿

年 月 日開催

受付番号	氏 名	住 所
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		

年 月 日開催

福岡市消費生活審議会等
傍聴整理券

受付番号 _____